

居宅介護支援事業所における管理者要件について

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準により、指定居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員であることが要件となっています。

ただし、令和３年３月３１時点で主任介護支援専門員でない者が引き続き管理者である場合や不測の事態により主任介護支援専門員を配置することが難しくなった場合の取扱いとは以下のとおりです。

（１）管理者要件適用の猶予期間

令和３年３月３１時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者要件の適用が令和９年３月３１日まで猶予されます。

（２）管理者要件における例外規定

令和３年４月１日以降、不測の事態（※）により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画を記した書面を本市へ届け出た場合は、介護支援専門員を管理者とする取扱いが可能となります。（猶予期間は変更日から１年間）

※不測の事態とは

管理者本人の長期療養など健康上の問題の発生、あるいは急な退職や転居等のこと

２ 事務取扱について

（１）指定申請

指定年月日が令和３年４月１日以降、管理者要件を満たしていない指定申請は受理できません。

（２）変更届

変更年月日が令和３年４月１日以降である管理者に関する変更届であって、管理者要件を満たしていない場合は、「管理者確保のための計画書（参考様式 65）」を必ず添付してください。